

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年3月まで

私が20歳になる少し前に、A市役所から国民年金の加入勧奨があった。父親が、A市役所に出向き、私がB県の短大に行っている旨を話したところ、住所のあるC区で手続するように言われ、昭和47年*月中旬に、父親が、同区役所の出張所(D町付近)で手続をし、48年3月分までの保険料を前納した。父親が、その帰りに私の寮に立ち寄り、納付した旨と同区役所の担当者に「来年度分の納付書は、実家に送ってほしいとお願いしてきた。」と話していた。また、翌年も5月ごろに、父親が1年分の保険料を納付してきたと私の寮を訪ねてきた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年*月ごろ、父親が国民年金の手続と保険料納付のために出向いたと述べているところ、その父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年5月に遠隔地被保険者証が交付されており、申立人の住所(C区)が記載されていることから、申立人の父親が申立人の申立期間当時の住所地である区役所に出向いて、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったと考えても不自然ではない。

また、申立人は、その父親が当時の状況を鮮明に記憶しており、その父親から、「A市役所に相談したところ、C区で手続するように言われたので、出張所で手続し、1年分をまとめて納付してきた。」と聞いていたと述べていることから、その申立内容は、基本的に信用できる。

さらに、C区では、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとする同区役所の出張所(D町付近)は、申立期間当時、存在しており、同出張所において、国民年金の加入手続及び収納業務を行っていたことが確認できた。

加えて、申立人の両親と同居していた申立人の実妹からは、「父親が、昭和47年*月ごろに姉の住んでいた女子寮と区役所に出向いた記憶がある。」との

証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から34年3月1日まで

私は昭和29年ごろB社(当時)に入社し、入社当時は社長と私とC氏の3名で、私の仕事は家電の修理販売だった。その後、会社は法人化し、A社となった。同社は、32年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、当時の従業員はすべて同日に厚生年金保険に加入しているが、私だけ34年3月1日からの加入となっている。32年6月1日から34年3月1日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、A社が厚生年金保険適用事業所となった昭和32年6月1日時点において、従業員は8名ないし9名であったと証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日時点において、被保険者数が8名であることが確認できることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社における申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、既に死亡しているため確認することができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき

被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主が昭和 34 年 3 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 6 月から 34 年 2 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成13年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から14年2月までは18万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から15年2月までは20万円、同年3月は18万円、同年4月は19万円、同年5月から同年11月までは18万円、同年12月は28万円、16年1月は18万円、同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は18万円、同年7月から同年11月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立期間②は1万1,000円、申立期間③は1万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から16年11月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月31日から17年1月1日まで
⑥ 平成17年1月4日から同年7月1日まで

平成13年4月からA社（現在は、B社）で働いていた。私が、保管している給与明細書では、記録されている標準報酬月額以上の給料が支払われており、保険料も控除されているほか、賞与についても、賞与明細書では保険料が控除されているのに賞与の記録が無いので、申立期間①から④について適正な記録に訂正してほしい。また、16年12月末まで同社の社員であったので、申立期間⑤を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑥のC社に平成17年1月4日に入社し、当初から1日に8時間以上、月20日以上働いていたことから、当然厚生年金保険に加入していた

はずであるので、申立期間⑥を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンラインの記録では、A社における当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、9万8,000円と記録されている。

しかしながら、当該期間のうち、平成13年4月及び同年5月、同年10月、14年6月から同年12月までの期間、15年1月から同年10月までの期間、同年12月、16年1月から同年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月及び同年10月については、申立人が所持する給与明細書に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンラインの記録と相違していることが認められる。

また、当該期間のうち、上記期間を除く給与明細書を所持していない期間について、申立人が所持している給与明細書の支給額と申立人から提出された給与振込通帳における振込額はおおむね一致しているところ、給与振込額から算出した報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンラインの記録と相違していることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社に係る当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額、保険料控除額に見合う標準報酬月額、給与振込通帳における振込額から算出した報酬月額、保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成13年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から14年2月までは18万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から15年2月までは20万円、同年3月は18万円、同年4月は19万円、同年5月から同年11月までは18万円、同年12月は28万円、16年1月は18万円、同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は18万円、同年7月から同年11月までは19万円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、資料が無いため不明と回答しているが、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び給与振込通帳で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人が所持する賞与明細書により、申立人はA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する申立期間②及び③に係る賞与明細書の保険料控除額から、申立期間②は、1万1,000円、申立期間③は、1万3,000円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、資料が無いため不明と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、A社に係る申立期間④については、申立人が所持する賞与明細書により、賞与の支払を受けているが、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間⑤について、申立人の雇用保険の記録から、申立人は平成16年12月31日までA社の社員であったことが認められる。

しかしながら、申立人が所持する平成16年の1月から11月までの給与明細書及び賞与明細書の社会保険料控除額と同年の市・県民税所得課税証明書の社会保険料控除額は一致していることから、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人は当該期間の給与明細書を所持しておらず、B社にも当該期間の資料は残されていないため、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

4 申立期間⑥について、雇用保険の記録及びC社の回答書から、申立人は同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得年月日は平成17年7月1日と記載されており、オンラインの記録と一致していることが確認できる。

また、当該期間に係る申立人が所持する給与支給明細書及びC社が提出した貸金台帳から、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年10月まで

20歳になったとき、父親から、「20歳になったので、1歳上の姉と同様に国民年金に加入した。」と聞いた。就職が決まっていなかった私のために、国保や年金などを父親が納付してくれた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続や納付を行ったとするその父親及びその母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月ごろ払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、その父親が申立人の姉と同様に国民年金加入手続及び保険料納付をしていたと主張しているところ、オンライン記録により、その姉は、20歳から国民年金に加入していないことが確認できることから、申立内容が不自然である。

加えて、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、同年7月から15年1月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年1月まで

母親が、平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料を郵便局で納付した。同年8月ごろA町役場（現在は、B市役所）で学生納付特例を申請しようとしたところ、さかのぼることができるから急がなくてもいいと窓口で言われ、年が明けてから申請した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、追加調査により、申立期間当時の申立人の父親に係る確定申告書についてB市役所に確認したが、社会保険料控除欄に記載されている金額には申立人に係る国民年金保険料額が含まれていないことから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを推定することは困難である。

さらに、オンライン記録により、申立人は、平成15年3月に学生納付特例の申請を行っていることが確認できることから、申立期間当時、学生納付特例は、さかのぼって承認されるのは申請月の前月までとされていたことから、申立人が主張する14年7月までさかのぼって承認ができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを確認できる資料が無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの、及び学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで
ラジオで国民年金に加入しなさいと毎日放送していたので、昭和38年2月ごろ、A支所で加入手続をした。国民年金保険料は町内の集金で納めた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月ごろに払い出されている上、申立人は、現在所持している2冊の国民年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、その1冊目の国民年金手帳の発行日は同年7月13日と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、そのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されており、国民年金の加入手続を行った時点で、さかのぼって納付可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年3月まで
昭和57年6月に資格喪失の手続をした記憶は無く、申立期間は夫がA市役所で納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫に聴取しても保険料の納付方法等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和57年6月に資格喪失手続を行った記憶は無いとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、同年同月に申立人の任意加入被保険者資格の喪失申出が行われたことが確認でき、当時、申立人の夫が共済組合の組合員であり、申立人は国民年金の任意加入被保険者であったことから、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿に記載されている同年同月25日に任意加入被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 26 日から 58 年 12 月 31 日まで
昭和 49 年 10 月 26 日から 58 年 12 月末日まで A 社に勤務した。勤務先は B 市に在った C 社で、D 駅から E 駅まで電車で通っていた。A 社の厚生年金保険被保険者期間が 49 年 10 月 26 日から 50 年 4 月 26 日までの 6 か月のみというのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社で勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人の雇用保険加入記録の離職日は昭和 50 年 4 月 25 日となっている上、当時、A 社で勤務していた複数の者は、申立期間において、申立人が同社で勤務していた記憶は無いと供述している。

また、A 社が保管している当時の保険台帳により、申立人の資格取得日は昭和 49 年 10 月 26 日、同喪失日は 50 年 4 月 25 日と記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しており、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 27 日から 4 年 1 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、平成 3 年 12 月は厚生年金保険の被保険者となっていないが、A社を辞める時に同年 12 月の保険料は支払ってあると聞いた。通常、会社は退職する月の保険料を給料から引かないと聞いたが、一部見つかった同年の給料支払明細書と同年分の源泉徴収票を照らし合わせると、退職月も保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 3 年分源泉徴収票及び同年の給料支払明細書の一部から、同年 12 月に支払われた給与から 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成 2 年分源泉徴収票、3 年分源泉徴収票、2 年の給料支払明細書及び 3 年の給料支払明細書の一部から、A社の保険料控除方法は翌月控除と確認できることから、同年 12 月の給与から控除されているのは、同年 11 月の厚生年金保険料と考えられる。

また、平成 2 年分源泉徴収票及び 3 年分源泉徴収票から、2 年に 8 か月分、3 年に 12 か月分、合計 20 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人の A 社での厚生年金保険加入月数と一致している。

さらに、申立人の A 会社における雇用保険の被保険者記録の離職日は、平成 3 年 12 月 27 日である上、B 基金での資格喪失日の記録も同日であり、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月まで
給与明細書の記憶は無いが、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月まで A 社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び近隣関係者の証言から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び日本年金機構 B 年金事務所の回答から、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及びA社の初代代表者並びに2代目代表者について、いずれも同事業所に係る厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

さらに、A社は既に廃業している上、初代代表者は既に亡くなっており、2代目の代表者は連絡先が不明であることから、申立人の給与からの保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月から 38 年 12 月まで

私は、昭和 35 年 7 月から 38 年 12 月まで A 社に勤務した。当時、同社で働いていた同僚は、厚生年金保険加入期間がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が所持している写真により、期間は特定できないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散手続がとられており、元事業主は、「当時、社会保険、経理の事務に携わっていた者は、既に死亡しており、申立人の保険料控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人が A 社で同じ業務だったと供述している同僚 2 人は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 15 日まで

A社を退職後、B社に勤務して1か月ぐらいたったころに、C社に勤務していたD君に誘われて同社に勤務した。大型ダンプの運転手の仕事で、入社時から仕事の内容や勤務内容は変わっていないのに、同社の厚生年金保険の資格取得日が昭和38年7月15日になっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が所持している写真により、期間は特定できないものの、申立人が、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がC社で同じ業務だったと供述している同僚にも同社の厚生年金保険の被保険者記録が無い者や勤務期間と厚生年金保険の期間が一致していない者が複数確認できる。

また、C社は既に解散手続きがとられており、元事業主は、「当時、社会保険、経理の事務に携わっていた者は、既に死亡しており、申立人の保険料控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年6月まで
高等科卒業後の昭和17年4月から、A市B町にあったC社に同級生のDさんと一緒に入社した。その後、工場は、軍需工場のE社（現在は、F社）G工場となり、溶接の仕事を男の人と一緒にしていた。体調を崩し、空襲が激しくなる前に実家に帰った。Dさんは厚生年金をもらっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にC社に就職した複数の同僚の証言があること、及びE社G工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立人の旧姓と同一（ただし、名前の漢字表記は異なる。）で、生年月日が一致する「H」という者の資格取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日が同年7月20日と記載されており、申立人の記録と認められることから、期間の特定はできないものの、申立人はC社及びE社G工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

また、申立期間のうち、昭和19年10月1日より前の期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男性工員のみが被保険者となるとされていることから、申立人は、この期間は労働者年金保険の被保険者でなかったと認められる。

さらに、申立人を記憶している複数の同僚に申立人の勤務期間について聴取したところ、昭和19年10月1日以降の勤務についての供述は得られなかった。

加えて、F社に照会をしたところ、当時の資料が無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。